

## 定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和5年4月27日

香美市監査委員 岩崎 昭雄  
香美市監査委員 横谷 勝正  
香美市監査委員 比与森 光俊

### 記

#### 1 措置を講じた部署 健康介護支援課

#### 2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和5年2月21日
- (2) 措置通知年月日 令和5年3月30日
- (3) 指摘事項及び措置等の内容

- ① 県への補助金交付申請の金額について、決裁済み回議書の金額と提出した交付申請書の金額が相違しているものがあつた。決裁後に金額を変更する場合には、改めて回議書を作成するなど、適正に処理されたい。（健康介護支援課）

回答

決裁後に申請額等の変更があつた場合は、改めて回議書を作成の上、決裁を取ることとし、今後は、事務決裁規定を遵守し、適正に処理します。

- ② 需用費（10万円以上のもの）の契約について、施行何が省略されているものがあつた。契約規則に基づき、適正に処理されたい。（健康介護支援課）

回答

契約規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。

- ③ 電算システムの保守契約において、契約先から履行場所の変更願いが提出されているにもかかわらず、回答がされていないものがあつた。これは、前回の監査でも指摘をしている。職員への周知を徹底されたい。（健康介護支援）

回答

委託者から提出のあつた履行場所の承諾願いに対して、契約書、機密保持契約書で定められた承認は必ず行い、指摘されたことを職員に周知し、今後は適正な事務処理を行うよう努めます。

- ④ 訪問型サービスは、介護サービス事業者の指定あるいはその他の事業者との委託契約により実施されているが、委託契約の必要な事例において契約書のないものがあつた。法令及び国のガイドライン等に基づき、適正に処理されたい。（健康介護支援課）  
回答

今後は必要な契約、事務手続きが抜からないよう、法令及び国のガイドライン等を確認しつつ、適正な事務処理を行いうように努めます。